**○総務省
国土交通省令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一

奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省農林水産省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○法務省令第六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第八条、第十二条、第十三条、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定に基づき、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第４条関係）　（第１面） 年　月　日 法務大臣　殿 郵便番号　－ 申請者　住　所 電話番号（　）　－ 氏名又は名称　印 代表者又は管理人の氏名　印 認証申請書 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第５条の規定により，民間紛争解決手続の業務の認証を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。 注１．不要な字句は消して使用すること。 ２．用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。	別紙様式第１号（第４条関係）　（第１面） 年　月　日 法務大臣　殿 郵便番号　－ 申請者　住　所 電話番号（　）　－ 氏名又は名称　印 代表者又は管理人の氏名　印 認証申請書 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第５条の規定により，民間紛争解決手続の業務の認証を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。 注１．不要な字句は消して使用すること。 ２．用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。